

「鬼怒川水害裁判を支える会」 会報 第9号

2022年5月20日 発行

支える会事務局 連絡先 染谷修司
住所: 茨城県常総市豊岡町乙 1151-10
TEL: 090-8497-7029 E-mail: kinusoshu@outlook.jp

水戸地裁判決日は7月22日 午後2時開廷 傍聴へのご参加を

2018年8月7日、水戸地裁・下妻支部に提訴から3年7ヶ月。今年の2月25日に結審しました。裁判所が回付され水戸まで公判に通ったり、コロナ禍で口頭弁論が延期されたり、傍聴者が制限されたりなどなど、山あり谷ありでしたがやっと判決日を迎えます。

2月11日 鬼怒川水害裁判報告&全国水害被災地と交流するつどい を開催



写真は「ニュースつくば」から
スクリーンに写っているのは支える会石崎勝義共同代表

さきだって1月16日に熊本で開かれた「被災者・住民が決定する水害対策の実現を目指す全国交流集会」に学んで、上記『つどい』を開きました。会場参加者が53人、Zoom 参加者が52人の集会でした。国会議員の嘉田由紀子さんにも参加して頂いたのですが、Zoom 準備が不十分で、よく聞き取れない結果となり残念でしたし、嘉田議員には申し訳なかったです。Zoom の主催者になるのは初めてだったり、会場に Wi-Fi 環境がないのでリースで借りたりと四苦八苦でした。オンライン参加者には会場で配っていた片倉報告（原告団共同代表）を後日メールにて送信しました。

片倉報告は、「庶民が裁判の内容を理解できるように」と、苦労に苦労を重ねて学び、作成した報告でした。その内容は同封した『公正で被災者に寄り添った判決を』要請葉書にご協力をお願いの文書に要約しましたので、ご一読いただければありがとうございます。

当日は岡山県倉敷市・眞備町、長野県・千曲川、熊本県・球磨川、茨城県・久慈川の被災地からのご報告をいただきました。水害の要因や取り組みには地域ごとの独自性はありますが、国交省の河川行政がこのままではいけない、被災地が連帯して国の河川行政のあり方を変えていくべき、という点では共通していて、有意義な交流ができました。マスコミの注目度も高く、集会終了後、3社の記者は片倉報告をより深く理解したいと2時間も補足説明を求めていました。

2月25日の結審後の記者会見で、この裁判で弁護団の中心的役割を担った只野靖弁護士は「裁判で人災という確信が深まった。今の河川行政では、国民の生命や財産は守れず、国は河川管理者として失格だ」と述べました。

同封文書について↓

1000通のハガキを裁判官に届けたい！

今回会報と一緒に同封したのは、以下の3つです。

- ① 要請葉書（あなたのひと言を添えて、裁判官宛の要請葉書を投函して欲しい）
- ② 要請葉書の書き方説明 ※ できましたら6月中旬までにご投函してください。
- ③ 裁判で明らかになったことをまとめた説明文書

厚かましいお願いかもしれません。しかし38年前の大東判決以来、水害裁判は「多摩川水害」以外は負け続けです。大東判決の壁を破るために常総市民原告と11人の弁護団及び「支える会」が立ち上がり、これまで国と闘ってきました。大東判決の壁を打破しない限り、今後も「国交省の河川管理の欺瞞」は続くことになり、国は大東判決にあぐらをかくことでしょう。鬼怒川水害裁判で風穴を開けて未来を切り開きたいです。根拠はありませんが、1000通の要請葉書が裁判官に届くことを目指します。

1通でも多く、私達の願いが届くよう、あなたのお力添えをお願いしたいです。

- ◆ 連絡①：会員・会友の方々には、郵便振り込み用紙を同封しました。地裁だけで解決する裁判ではないでしょうから、引き続きのご支援をよろしくお願ひします。年会費は一口1,000円です。
- ◆ 連絡②：NHK「あさイチ」が6月15日（水）放送予定で「水害被災者が伝える”後悔”を備えに」と題して、鬼怒川水害被災者への聞き取りが始まっています。裁判とは直接かかわらないでしょうが、よろしかったらご覧ください。